

2.2 砂防基本計画作成の注意事項

- ① 土石流危険渓流の場合は、土石流対策計画によるものとする。
- ② 砂防原点及び基準点については、十分検討のうえ決定し、流域全体の施設計画を樹立するものとする。
- ③ 流域内に土石流危険渓流の基準点がある場合は、その面積は土砂対象面積から控除する。(ただし、その基準点の整備率が100%に満たない場合は、残流出土砂量を計画に加えるものとする。)
- ④ 当該基準点の直上流の基準点(土石流危険渓流以外)からの計画流出土砂量は、原則として計画許容流砂とする。
- ⑤ 流域内に平坦地がある場合は、その面積を控除し、その区域の流路部からの流出土砂量を考慮する。(ただし、平坦地とは渓流への土砂流出の危険性のない区域のことであり、その面積には田畑、宅地及びその周辺の山地を含む。えん堤上流でわずかな面積の場合は考慮しなくてもよい。)
- ⑥ 治山ダムがある場合は、計画生産抑制土砂量及び計画流出調節土砂量のみ対象とする。
- ⑦ 整備率は原則として100%になるのを目標とする。
- ⑧ えん堤が複数必要となる流域においては、各渓流ごとの整備率を考え、つりあいのとれた施設計画とする。
- ⑨ 暫定整備率は、平時の流出土砂量が少なく、計画貯砂量が通常確保できる場合の当面の整備率である。

2.3 土石流対策計画の設計例

土石流対策計画の設計例については、平成19年12月11日に開催された講習会の「土石流・流木対策の技術指針に関する講習会 テキスト」を参照すること。